

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものとする。こと。（第一条から第五条まで関係）

一 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

四 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

五 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）

第二 消費者庁設置法の施行に伴い、次の関係法律について、消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものとする。こと。（第六条から第二十九条まで関係）

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）

三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）

- 四 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）
- 五 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）
- 六 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）
- 七 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）
- 八 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）
- 九 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）
- 十 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）
- 十一 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）
- 十二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
- 十四 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）
- 十五 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）
- 十六 独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十号）

- 十七 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）
 - 十八 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）
 - 十九 健康増進法（平成十四年法律第三百三号）
 - 二十 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）
 - 二十一 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
 - 二十二 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五号）
 - 二十三 消費者契約法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十九号）
 - 二十四 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）
- 第三 この法律は、消費者庁設置法の施行の日から施行するものとするほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。（附則第一条から第十四条まで関係）